

令和3年度 京都市立池田東学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で、「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであるととらえる。いじめは古くて新しい今日的な問題であり、その防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要がある。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」が起きにくい学校、許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 委員会名…生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

(2) 構成（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・学年主任

生徒指導部担当教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

※緊急対応時はこの限りではない。

(3) 開催時期

定例会を毎月1回、月初に行う。緊急の場合は、この限りではない。

(4) 委員会の役割と取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取などを行う。（HPや学校だより）
- ・個別面談や相談窓口の集約をする。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約の窓口とする。
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関する年間計画」を作成する。
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認をする。
- ・教職員の共通理解と意識啓発を行う。
- ・発見されたいじめ事案への対応をする。
- ・「いじめアンケート」の実施時期の決定や・アンケートの集約をする。
- ・未然防止の取組の年間計画を策定する。
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定をする。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・児童が学びたいと思える学習環境づくりを行う。
- ・合理的配慮の視点を踏まえ、一人一人を大切にした環境設定を行う。

イ 授業改善

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくり、規範意識育成の取組を推進する。
- ・言語活動を充実させるとともに、相手のことについて知り、理解するためのコミュニケーション能力の育成を重点においた学習の充実をめざす。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施を行う。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習などを実施する。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演などを実施する。また、警察のスクールサポーターによる非行防止教室を実施する。

エ 児童生徒が主体的に行う活動、体験活動の充実

- ・児童会活動や四者協議等を通して、地域や保護者と連携して自分たちの学校をよりよくする機運を高める。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動を実施する。
- ・学校行事などを通じての仲間づくり、人間関係づくりを推進する。
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の命を尊重する活動を推進する。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成をめざす。
- ・学級活動や部活動等で、児童同士が同じ目標に向かって取り組む活動を積極的に進める。

カ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・人権集会の中でのいじめの未然防止に関する話（校長講話）をする。
- ・非行防止教室の実施と事後指導で全学年へ発信する。

キ その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動を行う。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・日常的に各担任との情報交換を密に行う。
- ・生徒指導いじめ対策委員会で情報を管理し、記録などの集約を行う。
- ・得られた情報を朝の打ち合わせ、生徒指導部会、職員会など必要に応じて公開し、職員全体での共有化を図る。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態を把握する。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しを行う。

(イ) 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動を実施する。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化を行う。
- ・SCやSSWとの連携による教育相談を行う。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・定期的に実施した学校評価アンケート結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・対処が必要な内容について、生徒指導いじめ対策委員会や学校運営協議会で検討し取組を進める。
- ・常にPDCAサイクルでの見直しを図る。

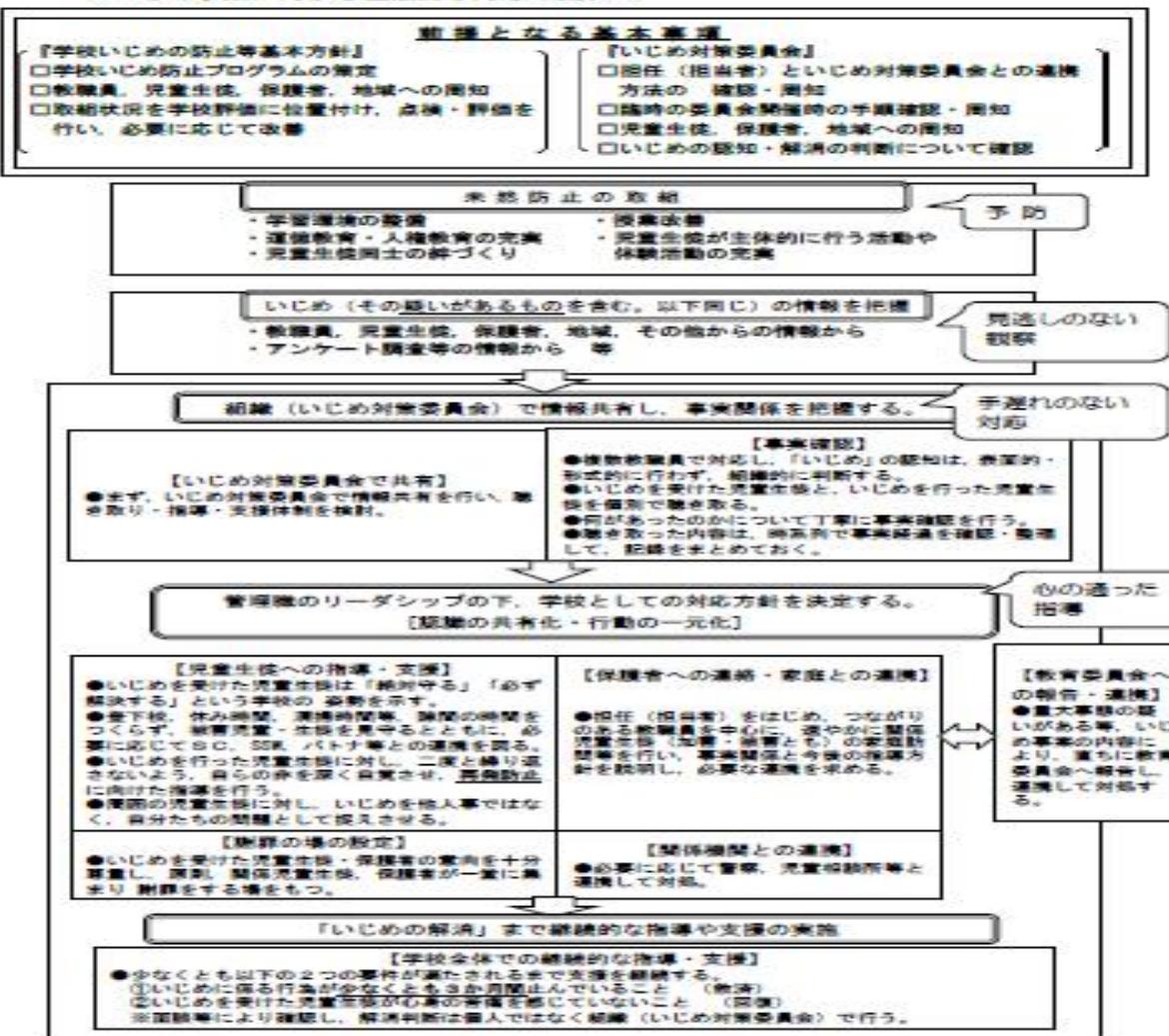
(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

重大事態にならないように、速やかで適切な指導を組織的なチームワークで行い、解決を図る。

イ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』



ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルについて学級活動を強化する。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動を理解する。
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修を行う。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用して地域へ啓発する。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ・面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（生指いじめ対策委員会）で行う。

（4）教職員の資質能力向上の取組

ア 研修の時期

- ・生徒指導研修時もしくは夏季休業期間とする。

イ 研修内容等

- ・基本方針についての共通理解、事例研修、アンケート研修などを実施する。
- ・様々ないじめ問題、事象を研修することを通して、問題を起こさせない方法と起きた際の解決方法を研修する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

（1）保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動を行う。
- ・非行防止教室の保護者参観を行う。
- ・「学校いじめの防止等基本方針」をホームページ等で発信する。
- ・PTAとの連携のもと、いじめ問題や「池田東小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・PTA活動や地域のみまもり隊と連動した子どもの見守りを継続する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

（1）基本的な考え方

組織的対応を速やかに行い、関係機関とも緊密に連携して解決を図る。

（2）重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談及び調査主体等の協議をする。
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、必要に応じた適切な情報提供を行う。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告をする。

- ・調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組を推進する。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により、予定を変更する場合がある。

月	対策会議の開催や校内研修の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発関係機関との連携
P D C A サイ クル 第1期	4 職員会議 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」「年間計画と役割分担」「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの確認と共有」 生徒指導委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」「児童・保護者への広報について」	【共通】 入学式 学級開き 全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」	前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）	入学式後の保護者説明 学校説明会 授業参観 学級懇談会の中で保護者啓発 家庭訪問週間
		【共通】 憲法月刊の講話の中で、いじめの問題について話す 1年生を迎える会 第1回縦割り活動	児童による学校評価	憲法月間「学校だより」「学校ホームページ」で啓発 休日参観 家庭教育講座
		【6年】修学旅行		
		【共通】 道徳の日	第1回いじめに関するアンケートの実施、学年集約と共有	自由参観 地生連総会
		【5年】非行防止教室 【5・6年】ケータイ教室		
	6 7 生徒指導委員会④ 「アンケートの結果の共有」「クラスマネジメントシートの実施に向けて」「4月～7月いじめ事案の経過」「年間の取組の見直しの共有①」	【共通】 第2回縦割り活動	第1回クラスマネジメントシートの実施（4～6年） 学年集約と共有 教育相談週間	学校運営協議会総会で説明 個人懇談会
P D C A サイ クル 第2期	8 「いじめ」に特化した研修会① 「いじめについて情報共有と連携」			
	9 生徒指導委員会⑤ 「未然防止に向けた取組の確認」	【共通】 第3回縦割り活動		自由参観
		【共通】運動会		
	10 生徒指導委員会⑥ 「アンケートの実施に向けて」	【5年】 山の家野外活動		

P D C A サイ クル 第 2 期	11	生徒指導委員会⑦ 「アンケートの結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	【共通】 参観日で全学級「道徳」を開	第2回いじめに関するアンケートの実施 学年集約と共有	道徳・人権学習の授業参観 懇談会で保護者啓発
	12	生徒指導委員会⑧ 「クラスマネジメントシートの結果」 年間の取組の見直し②	【共通】 人権集会 学習発表会	第2回クラスマネジメントシートの実施 学年集約と共有 教育相談週間	人権月間「学校だより」で啓発 個人懇談会
P D C A サイ クル 第 3 期	1	生徒指導委員会⑨ 「9月～12月いじめ事案の経過」	【共通】 道徳の日 縦割り活動縄跳び練習 情報モラル教室（6年）		自由参観 新1年半日入学保護者説明会 で校長から講話
	2	生徒指導委員会⑩（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」	【共通】 縦割り縄跳び大会	児童による学校評価	授業参観 学級懇談会で保護者啓発
	3	生徒指導委員会⑪ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有」 「次年度の基本方針の確認」 年間の取組の見直し③	【共通】 6年生を送る会 卒業式	次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） アンケート原本の保管（5年保存）	学校運営協議会総会の中で説明と評価